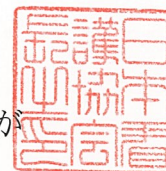


平成 28 年 4 月 27 日

厚生労働省 職業能力開発局
局長 宮川 晃 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



平成 29 年度予算等に関する要望書

看護職については、その勤務環境の厳しさから確保困難の状況が続いており、この間、国をはじめ関係機関・団体の努力によって確保定着対策が進められてきたところです。18 歳人口の減少は今後一層進むと見込まれ、あらたに看護師資格をめざす社会人経験者に大いに期待が寄せられているところであり、看護師資格につながるすべての養成機関について、社会人経験者の就学への経済的支援の拡充が望まれます。

つきましては、専門実践教育訓練給付の対象に、看護系大学への入学・編入学を追加されますよう強く要望いたします。

1. 看護人材の確保に向けた社会人の看護師資格取得支援の推進

1. 看護人材の確保に向けた社会人の看護師資格取得支援の推進

1) 専門実践教育訓練給付の対象に看護系大学を追加すること

社会人の学び直し支援に係る専門実践教育訓練給付の対象に、看護系大学への入学・編入学を追加されたい。

要望の背景

社会人の学び直し支援に係る専門実践教育訓練給付の対象として、平成 26 年度には 3 年課程看護師学校養成所(専修学校等)が追加され、さらに平成 27 年度には、2 年課程看護師学校養成所(通信制課程)の指定要件の変更により、看護師資格をめざす社会人入学者への経済的な支援体制は格段の進展を見ている。

看護系養成機関のうち看護系大学は唯一給付対象となっていないが、その卒業生のほとんどが看護師国家資格を取得し看護職として就業する実態のある看護師養成機関であり、専門実践教育訓練給付の対象とすべきである。

現状では看護系大学の入学者に占める社会人経験者の比率は 1～2%程度と推計され、また学士入学枠定員も全国で 60 名程度とわずかであるが、就学への経済的支援が拡充されればより多くの人材の参入が可能となると考えられる。

看護人材の確保という社会的要請にこたえるためにも、専門実践教育訓練給付の対象とし経済的支援の拡充を図られたい。